

令和元年11月26日
土地・建設産業局建設業課

改正建設業法を受けた工期に関する基準の作成について議論開始 ～中央建設業審議会 専門ワーキンググループ（第1回）の開催～

中央建設業審議会では、専門のワーキンググループを設置し、改正建設業法の内容を踏まえて、工期に関する基準について議論します。

- 中央建設業審議会では、改正建設業法（令和元年9月施行）に基づき、建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができることとなりました。
- 今般、工期に関する基準を作成するにあたり、工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ（WG）を設置、下記のとおり第一回会合を開催することとしましたので、お知らせします。

記

1. 日 時 令和元年11月28日（木）13:00～15:00

2. 場 所 中央合同庁舎2号館 地下1階 共用会議室2A B
（東京都千代田区霞が関2-1-2）

3. 委員名簿 別紙1のとおり

4. 議 題 （予定）

- ・工期に関する基準の作成に向けた考え方（案）について

5. 取 材 等

会議は傍聴可能ですが、座席数には限りがあります。また、カメラ撮りは冒頭（議事に入るまで）のみ可能です。

※傍聴・カメラ撮りをご希望の方は、会場の都合上事前登録が必要ですので、別紙2に必要事項を記入の上、11月27日（水）17時までFAXにてご提出ください。

6. そ の 他

会議資料及び議事録等は、後日、国土交通省ホームページで公表します。

以上

【お問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局建設業課

建設業政策企画官 平 林

企画専門官 梶 谷

経営指導係長 本 多

代表電話：03-5253-8111（24734、24757）

直 通：03-5253-8277

F A X：03-5253-1553